

改正

昭和32年11月1日
昭和33年6月5日
昭和34年10月31日
昭和35年7月22日
昭和36年3月31日
昭和38年1月28日
昭和38年4月5日
昭和38年12月27日
昭和39年9月30日
昭和41年1月25日
昭和46年2月25日
昭和48年6月12日
昭和51年8月17日
昭和52年4月13日
昭和54年4月1日
昭和55年4月1日
昭和57年8月17日
昭和59年12月22日
昭和60年10月2日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成4年4月1日
平成7年4月1日
平成7年4月26日
平成9年4月1日
平成11年12月21日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成14年7月30日
平成15年12月19日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成19年5月28日
平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成21年6月4日
平成23年4月1日
平成25年4月1日
平成25年4月24日
平成26年4月1日
平成26年5月1日
平成27年4月1日
平成27年5月25日
平成27年8月17日
平成28年4月1日

平成28年 5月23日
平成28年11月21日
平成29年 4月 1日
平成29年10月25日
平成30年 4月 1日
平成30年 4月 1日
平成30年 5月28日
平成31年 1月17日 寄附行為第2号
令和元年 5月27日 寄附行為第98号
令和 2年 4月 1日 寄附行為第37号

学校法人東洋大学寄附行為

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 法人の管理
 - 第1節 理事及び理事会（第5条－第14条）
 - 第2節 監事（第15条－第19条）
 - 第3節 学長及び校（園）長（第20条）
 - 第4節 評議員及び評議員会（第21条－第28条）
 - 第5節 総長及び顧問（第29条－第29条の2）
 - 第6節 理事、監事等の報酬（第29条の3）
 - 第7節 理事又は監事の損害賠償責任（第29条の4－第29条の6）
- 第3章 資産及び会計（第30条－第39条の2）
- 第4章 解散及び合併（第40条－第42条）
- 第5章 寄附行為の変更（第43条）
- 第6章 公告の方法（第44条）
- 第7章 補則（第44条の2－第46条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人東洋大学という。

（事務所の所在地）

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区白山五丁目28番20号に置く。

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に従い、私立学校及び教育研究施設を設置して、創立者井上円了博士の建学の精神に基づき教育及び研究を行うことを目的とする。

（設置する学校の名称）

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

（1） 東洋大学

大学院

文学研究科

社会学研究科

法学研究科

経営学研究科

理工学研究科

工学研究科

経済学研究科

国際学研究科

国際観光学研究科

国際地域学研究科

生命科学研究科
社会福祉学研究科
ライフデザイン学研究科
福祉社会デザイン研究科
学際・融合科学研究科
総合情報学研究科
食環境科学研究科
情報連携学研究科
文学部第1部
哲学科
東洋思想文化学科
日本文学文化学科
英米文学科
英語コミュニケーション学科
史学科
教育学科
国際文化コミュニケーション学科
文学部第2部
東洋思想文化学科
日本文学文化学科
教育学科
経済学部第1部
経済学科
国際経済学科
総合政策学科
経済学部第2部
経済学科
経営学部第1部
経営学科
マーケティング学科
会計ファイナンス学科
経営学部第2部
経営学科
法学部第1部
法律学科
企業法学科
法学部第2部
法律学科
社会学部第1部
社会学科
社会文化システム学科
メディアコミュニケーション学科
社会心理学科
社会福祉学科
社会学部第2部
社会学科
社会福祉学科
理工学部
機械工学科
生体医工学科

電気電子情報工学科
応用化学科
都市環境デザイン学科
建築学科

国際学部

グローバル・イノベーション学科

国際地域学科

国際観光学部

国際観光学科

国際地域学部

国際地域学科

国際観光学科

生命科学部

生命科学科

応用生物科学科

ライフデザイン学部

生活支援学科

健康スポーツ学科

人間環境デザイン学科

総合情報学部

総合情報学科

食環境科学部

食環境科学科

健康栄養学科

情報連携学部

情報連携学科

通信教育部

- (2) 東洋大学附属姫路高等学校全日制課程普通科
- (3) 東洋大学附属姫路中学校
- (4) 東洋大学附属牛久高等学校全日制課程普通科
- (5) 東洋大学附属牛久中学校
- (6) 東洋大学京北高等学校全日制課程普通科
- (7) 東洋大学京北中学校
- (8) 京北学園白山高等学校全日制課程商業科
- (9) 京北幼稚園

第2章 法人の管理

第1節 理事及び理事会

(理事の定数及び選任)

第5条 この法人に、理事17名以上23名以内を置く。

2 次の各号に掲げる者は、その在職中理事となる。

- (1) 東洋大学の学長（以下「学長」という。）
- (2) 附属高等学校等の校長及び園長（以下「校（園）長」という。）のうちから1名
- (3) 第12条の2に規定する事務局長

3 前項各号に規定する理事以外の理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する大学を卒業した者のうちから5名以上7名以内
- (2) 東洋大学の専任教職員のうちから事務局長を除く4名以上6名以内
- (3) 学識経験者のうちから5名以上7名以内

4 前項各号の場合において、理事のうちから各1名以上は、評議員のうちから選任する。

5 第2項第2号及び第3項各号の理事については、理事会が別に定める規則により候補者を選出し、理事会で選任する。

6 学長、校（園）長、事務局長、専任教職員及び評議員の資格において就任又は選任された理事が、その職を退いたときは、理事の職を失う。

（理事の任期）

第6条 学長、校（園）長及び事務局長以外の理事の任期は、3年とする。ただし、任期途中において新たに選任された前条第3項各号の理事の任期については、現任する理事の任期の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

3 理事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（理事の補充）

第7条 理事の定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（理事の解任及び退任）

第8条 理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

（1）この法人及びこの法人の設置する学校の名譽を著しく毀損し、又はその社会的信用を失墜させたとき。

（2）故意に法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。

（3）この法人に著しく損害を与えたとき。

（4）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（5）理事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事は、次の事由によって退任する。

（1）任期が満了したとき。

（2）辞任又は死亡したとき。

（3）第5条第6項に該当したとき。

（4）私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（5）理事を解任されたとき。

3 第1項に基づく理事の解任に関する理事会への提案は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

4 前項のほか、理事は、理事会において理事総数の3分の2以上の賛成を得て理事の解任の議事を理事会に提案することができる。

（理事長）

第9条 理事のうち1名を理事長とし、理事会が別に定める規則により候補者を選出し、理事会において選任する。

（理事長の職務）

第10条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した順序により他の理事が順次に理事長の職務を代理し、また、理事長が欠けた場合は、理事長があらかじめ指名した順序により他の理事が順次にその職務を代行する。

（忠実義務）

第10条の2 理事は、法令及びこの法人が定める寄附行為、諸規則等を遵守し、この法人のために忠実にその職務を行わなければならない。

（代表権の制限）

第11条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

（常務理事）

第12条 理事長を除く理事のうち3名を常務理事とし、理事会が別に定める規則により候補者を選出し、理事会において選任する。

2 理事長は、業務執行に当たり常務理事会を組織する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

4 常務理事の職務権限及び常務理事会の運営に関する事項については、理事会において別に定める。

（事務局長）

第12条の2 事務局長は、事務局部長職にある専任職員のうちから理事長が選任する。

- 2 事務局長は、理事長及び常務理事の命を受けて事務局間等の連絡調整に当たり、この法人の事務を統括する。
- 3 事務局長は、常務理事会の構成員となる。
(常勤の理事)

第13条 理事長、常務理事、学長及び事務局長は、常勤の理事とする。
(理事会)

第14条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 3 理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。
- 4 理事会は、理事長が招集する。
- 5 理事長は、理事会の議長となり、その議事を総括する。
- 6 理事長は理事の過半数から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 7 理事会は、理事長が前項の規定による招集をしない場合には、第4項の規定にかかわらず招集を請求した理事全員が連名で招集することができる。
- 8 前項及び第18条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、委任状による出席は、認めない。
- 10 前項の場合において、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 理事会の議事については、法令の特別の規定のある場合及びこの寄附行為に別段の定めのある場合を除き、出席理事の過半数で決する。ただし、議長は、議決に加わることができない。
- 12 前項において可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の直接利害関係を有する理事は、議事及び議決に加わることはできない。ただし、理事会の同意を得たときは、会議に出席して意見を述べることができる。
- 14 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び理事2名が署名捺印してこれを保存しなければならない。
- 15 理事会の運営に関する事項及び会議に関する事項については、この寄附行為に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第2節 監事

(監事の定数及び選任)

第15条 この法人に、監事4名を置く。

- 2 監事の選出についての手続きは、理事会において別に定める。
- 3 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 4 監事のうち1名を、理事会の議を経て常任とすることができる。
(監事の兼職禁止)

第16条 監事は、理事、評議員又はこの法人の職員（この法人の設置する附属高等学校等の校（園）長、教員その他の職員を含む。）と兼ねてはならない。
(監事の補充)

第17条 監事が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
(監事の解任及び退任)

第17条の2 監事の解任及び退任については、第8条（第2項第3号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「理事が」とあるのは「監事が」と、同条同項第5号及び同条第2項中「理事」とあるのは「監事」と、同条第3項及び第4項中「理事の」とあるのは「監事の」とそれぞれ読み替える。
(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第14条第4項の規定にかかわらず理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
(監事の任期)

第19条 監事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 監事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第3節 学長及び校（園）長

(学長及び校（園）長の選任及び解任)

第20条 学長及び校（園）長の選任及び解任は、理事会において別に定める手続きを経て理事会が行う。

第4節 評議員及び評議員会

(評議員の定数及び選任)

第21条 この法人に、評議員をもって組織する評議員会を置く。

- 2 評議員となる者は、次の各号に掲げる者としその定数は、51名以上63名以内とする。
 - (1) この法人の設置する大学を卒業した者で年齢満25年以上の者のうちから16名以上20名以内
 - (2) この法人の設置する大学の専任教員のうちから職務上指定された者を含む13名以上16名以内
 - (3) 東洋大学附属姫路高等学校及び東洋大学附属姫路中学校の校長のうちから互選した1名
 - (4) 東洋大学附属牛久高等学校及び東洋大学附属牛久中学校の校長のうちから互選した1名
 - (5) 東洋大学京北高等学校、東洋大学京北中学校、京北学園白山高等学校及び京北幼稚園の校（園）長のうちから互選した1名
 - (6) この法人の設置する大学の専任事務職員のうちから3名以上4名以内
 - (7) 学識経験者のうちから16名以上20名以内
- 3 前項第2号の職務上指定された者は、学部長とし、理事長が評議員に選任し、その在職中評議員となる。
- 4 第2項第3号、第4号及び第5号により互選された者は、理事長が評議員に選任し、その在職中評議員となる。
- 5 第5条第2項第2号及び第3号の理事は、評議員にならない。
- 6 第2項第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の評議員は、その職を退いたときは、評議員の職を失う。
- 7 第2項第1号、第2号（職務上指定された者を除く。）、第6号及び第7号の評議員は、理事会において別に定める規則により選出し、理事会で選任する。

(評議員の任期及び補充)

第22条 評議員（職務上指定された者を除く。）の任期は、3年とする。ただし、任期途中において新たに選任された前条第2項第1号、第2号（職務上指定された者を除く。）、第6号及び第7号の評議員については、現任する評議員（職務上指定された者を除く。）の任期の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

- 4 前条第2項各号（第3号、第4号及び第5号を除く。）の評議員の定数下限を下回った場合は、補充しなければならない。
（評議員の解任及び退任）
- 第23条** 評議員の解任については、第8条第1項の規定を準用する。この場合において同条同項中「理事が」とあるのは「評議員が」と、同条同項第5号中「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替える。
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期が満了したとき。
 - (2) 辞任又は死亡したとき。
 - (3) 職務上の評議員が、その職務を退いたとき。
 - (4) 教職員の評議員が、教職員としての地位を喪失したとき。
 - (5) 評議員を解任されたとき。
- 3 第1項に基づく評議員の解任に関する理事会への提案は、常務理事会の議を経て理事長が行う。
- 4 前項のほか、理事は、理事会において理事総数の3分の2以上の賛成を得て評議員の解任の議事を理事会に提案することができる。
（議長及び副議長）
- 第24条** 評議員会に、議長及び副議長を置く。
- 2 議長及び副議長は、評議員の互選で定める。
- 3 議長及び副議長の任期は、評議員会で定める。
（評議員会の運営）
- 第25条** 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会とする。
- 2 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 前項の場合において、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 4 書面をもって議長を含む他の評議員に委任した評議員は、評議員会に出席したものとみなす。この場合において、評議員は、委任事項を明示することにより、他の評議員に委任して表決することができる。
- 5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別に定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決する。ただし、議長は議決に加わることはできない。
- 7 前項において可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。
- 9 評議員会の議事は、議事録を作成し、議長及び副議長が指名した評議員2名が署名捺印して保存しなければならない。
- 10 評議員会の会議に関する事項については、この寄附行為に定めのあるもののほか、理事会が評議員会の意見を聴いて別に定める。
（諮問事項）
- 第26条** 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 予算及び借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
 - (2) 事業計画
 - (3) 事業に関する中期的な計画
 - (4) 理事及び監事に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 学部及び大学院、附属高等学校等の設置又は廃止
 - (7) 重要財産の処分
 - (8) 法人の合併及び解散
 - (9) 寄附金の募集に関する事項
 - (10) 残余財産の帰属に関する事項

(11) その他理事会において重要と認める事項

第27条 削除

第28条 削除

第5節 総長及び顧問

(総長)

第29条 この法人に、総長を置くことができる。

- 2 総長は、理事会の議に基づいて推戴する。
- 3 総長は、この法人の運営について高い見地から必要な助言を行う。
- 4 総長の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(顧問)

第29条の2 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事長が理事会の議を経てこれを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営又は教育及び学術研究に関する事項について、理事長の求めに応じ必要な助言を行う。
- 4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第6節 理事、監事等の報酬

(理事、監事等の報酬)

第29条の3 理事及び監事に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事以外のこの法人の役職に関する報酬については、前項の規定を準用する。

第7節 理事又は監事の損害賠償責任

(理事又は監事のこの法人に対する損害賠償責任)

第29条の4 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の免除)

第29条の5 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、当該理事又は監事が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第29条の6 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の教職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第3章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、基本財産と運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第32条 基本財産は、処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があ

るときは、理事会の議を経てその一部に限り、これを処分することができる。

(積立金の保管)

第33条 基本財産及び運用財産のうちの積立金は、次に掲げる方法により理事長が保管する。

- (1) 有価証券の購入
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 銀行への預金又は郵便貯金

(経費の支弁)

第34条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産及び運用財産のうちの不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の同意の議決を経なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の同意の議決を経なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求める。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。)は、会計年度終了後2月以内に作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、第18条第1項第4号の監査報告書、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計基準)

第39条 この法人の会計については、この寄附行為に定めるもののほか、「学校法人会計基準」により行う。

(情報の公表)

第39条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為の認可を受けたとき、又は寄附行為届出をしたときは、寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したときは、当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載部分を除く。)を作成したときは、これらの書類の内容
- (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準を定めたときは、当該報酬等の支給基準

第4章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人の解散については、法定の解散事由によるほか、理事会において理事総数の3分の2以上の同意の議決を経なければならない。

- 2 前項による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散（合併又は破産の場合を除く。）した場合の残余財産は、他の学校法人又は教育事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから、理事会で選定されたものに帰属する。

2 前項の選定に関しては、理事会において出席した理事の3分の2以上の同意の議決を必要とする。
（合併）

第42条 この法人が合併しようとするときは、第40条各項の規定を準用する。

第5章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第43条 寄附行為を変更しようとするときは、理事会の発議により理事会において出席した理事の3分の2以上の同意の議決を経なければならない。

2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣に届け出なければならない。

第6章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、東洋大学の掲示場に掲示して行う。

第7章 補則

（書類及び帳簿の備付け）

第44条の2 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かなければならない。

（1） 理事、監事及び評議員の履歴書

（2） 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

（3） その他必要な書類及び帳簿

（規則等の制定）

第45条 この法人の規則等は、この寄附行為に定めるもののほか、理事会において別に定める。

（その他）

第46条 寄附行為及び前条の規則等に定めのない事項については、私立学校法その他関係法令の定めるところによる。

附 則

1 この法人は、当分の間、学校教育法第98条により存続する東洋大学及び東洋大学専門部を設置する。

2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、次のとおりとする。

理事長 小林啓善

常務理事 三沢元貫

常務理事 大塚又七

理事 橘高倫一

理事 岡本喜一

理事 中武三

監事 国井淳一

監事 坂本貢

3 組織変更後のこの寄附行為による役員の選任は、すみやかに行わなければならない。

4 第2項の役員は、組織変更後のこの規定により役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和36年3月31日）

1 この規定は、昭和36年3月31日（文部省認可日）から施行する。

2 この規定により増員された役員及び評議員の任期については、この規程改正の際に在職する役員及び評議員の任期と同様とする。

附 則（昭和54年4月1日）

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年8月17日）

この寄附行為は、昭和57年8月17日から施行する。

附 則（昭和59年12月22日）

この寄附行為は、昭和59年12月22日から施行する。

附 則（昭和60年10月2日）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を受けた日（昭和60年10月2日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この寄附行為施行の際、現に在任する理事長、常務理事、理事、監事、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中それぞれこの寄附行為により選任された者とみなす。

附 則（平成2年4月1日）

平成2年3月22日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 平成2年12月21日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 東洋大学の工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成4年4月1日）

平成3年12月20日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

- 1 平成6年12月1日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 東洋大学の工学部土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成7年4月26日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年4月26日）から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

平成8年12月19日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

- 1 平成9年2月28日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この寄附行為は施行の際、現に在任する第21条第2項第2号の評議員のうち選挙による者の任期が終了するまでの間は、第21条第2項に規定する評議員定数の「57名」とあるのは「58名」とし、第21条第2項第2号中「15名」とあるのは「16名」とする。

附 則（平成11年12月21日）

- 1 本改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月21日）から施行する。

- 2 前項にかかわらず、文部大臣認可の日の前日に理事である者については、その任期が終了するまでは従前の寄附行為を適用する。

附 則（平成12年4月1日）

平成11年7月28日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

平成12年5月24日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

- 1 平成12年10月11日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 東洋大学文学部第2部国文学科、経営学部第1部商学科及び法学部第1部経営法学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成13年4月1日）

平成12年12月21日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月30日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年7月30日）から施行する。

附 則（平成15年12月19日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年12月19日）から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

平成15年11月27日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

（施行期日）

- 1 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 東洋大学の第1部印度哲学科及び第2部印度哲学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成17年4月1日）

平成16年11月30日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

平成17年3月31日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 東洋大学の工学部電気電子工学科及びコンピュータショナル情報工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成18年4月1日）

平成17年12月5日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月28日）

この寄附行為は、平成19年5月28日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 東洋大学の経済学部第1部社会経済システム学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 東洋大学の工学部機械工学科、電子情報工学科、応用化学科、環境建設学科及び建築学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成21年6月4日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年6月4日）から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 平成23年1月17日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第21条第2項第4号の評議員の任期は、第21条第3項の規定で定めるほか平成24年11月26日までとする。

附 則（平成25年4月1日）

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月24日）

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年4月24日）から施行する。

（経過措置）

2 この寄附行為施行の際、現に在任する第21条第2項第2号の評議員の任期が終了するまでの間は、第21条第2項に規定する評議員定数のうち「63名以内」とあるのは「64名以内」とし、第21条第2項第2号中「16名以内」とあるのは「17名以内」とする。

附 則（平成26年4月1日）

平成26年1月31日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年5月1日）から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

平成27年3月2日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月25日）

この寄附行為は、平成27年5月25日から施行する。

附 則（平成27年8月17日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年8月17日）から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月23日）

この寄附行為は、平成28年5月23日から施行する。

附 則（平成28年11月21日）

この寄附行為は、平成28年11月21日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月25日）

この寄附行為は、平成29年10月25日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日寄附行為第125号）

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月28日寄附行為第127号）

この寄附行為は、平成30年5月28日から施行する。

附 則（平成31年1月17日寄附行為第2号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成31年1月17日）から施行する。

附 則（令和元年5月27日寄附行為第98号）

この寄附行為は、2019年5月27日から施行する。

附 則（令和2年4月1日施行第37号）

2020年3月18日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。